

IV-47

景観に対する住民の意識と街並みの形態との関係

○ 東北大学大学院 学生員 青木健一
東北大学大学院 正会員 平野勝也

1 はじめに

近年、良好な景観を保全・創造しようとする動きが各地で活発になってきている。全国で景観条例を制定している自治体は524存在し、さらに、平成16年12月には「景観法」も施行され、良好な景観形成に向けた制度が整備されてきている。また、国立市のマンション建設問題等、景観に関する訴訟も多発しており、住民の景観に対する関心が高まってきていると言える。

良好な景観形成には、住民の景観に対する意識向を図ることが重要である。高田らの研究(2002)では、景観条例を持つ自治体の担当者へのアンケートによると、条例の施行は住民の景観に対する意識を向上させる効果があったとの結果が得られているが、佐野らの研究(2002)では、景観誘導の目標建築物像が明確であっても、うまく誘導できていないという状況が観測されている。つまり、住民の意識が街並みの形態へ反映されていないこととなる。しかし、現実には意識と形態との関係性は高いと考えられることから、住民意識を捉え直す必要があると考える。

そこで、本研究では実際の街並みを観察することにより住民の景観に対する意識を計り、街並み形態との関係性について考察する。

2 調査

現地調査は福島県三春町で行った。三春町は、昭和58年にHOPE（地域住宅）計画の策定、平成2年に「美しいまちをつくる三春町景観条例」の施行、また、地域の建築関係者らでつくる「住宅研究会」がHOPE計画策定以前から活動し多くの計画策定に関与するなど、まちづくり活動が活発な町である。

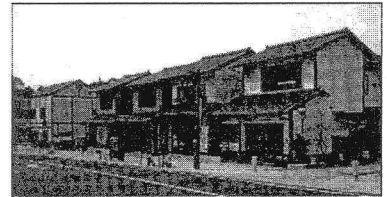


図1 対象地区の街並み

(1) 対象地区

対象は町中心部地区とした。この地区は、条例に基づく「市街地景観整備等特別地区」に指定されており、積極的に良好な景観形成を目指す地区として位置づけられている。また、平成8年度からの街路整備事業により、沿道の大半の建築物が建て替え又は改修されている。

(2) 調査方法

対象地区の街路沿いの建築物(50件)の外観を調査(写真撮影、役場提供資料、役場担当者ヒアリングによる)。その結果から、各建築物の形態と景観に関する規制項目とを比較、分析する。

(3) 調査結果

a. 建築物の属性(表1)

建築物の用途は、店舗併用住宅(29件)と戸建て住宅(10件)で全体の約8割を占める。また、建築物の階数は2階、構造は木造がそれぞれ約8割である。

b. 対象地区の規制等

①用途地域 商業地域(容積率400%, 建ぺい率80%)

②建築基準法 法第22条地域指定

③景観条例 「市街地景観整備等特別地区」指定

なお、景観条例に基づく基本方針及び整備計画は定められておらず、「三春町景観カタログ」が実質的

●用途		●階数	
用途	件数	階数	件数
店舗兼住宅	29	平屋建て	5
戸建て住宅	10	2階建て	37
事務所	3	3階以上	8
ガレージ	2	計	50
ホテル	1		
店舗	1	●構造	
物置	1	構造	件数
診療所兼住宅	1	木造	40
ガソリンスタンド	1	木造以外	10
劇場	1	計	50
計	50		

表1 建築物の属性

なガイドラインの役目を果たしている。また、用途地域及び建築基準法第22条指定に関しては適合が明らかであり、さらに、この地区では形態への影響が少ないため、「三春町景観カタログ」への適合状況を中心に分析を行う。

c. 「三春町景観カタログ」の内容（表2）

建築物の外観に影響する景観カタログの規定内容を要約すると、次のとおりである。

- ①壁面の位置 ②3階部分のセットバック ③平入り屋根
④街路に面する部分のデザイン ⑤のれん、植栽、ベンチ
など小物の設置 ⑥看板のデザイン ⑦共同の中庭

d. 「三春町景観カタログ」への適合状況（表3）

全体の適合率は65.4%である。項目ごとの適合率は、③平入り屋根が84.0%と最も高く、続いて、①壁面の位置（78.0%）、②3階部分のセットバック（75.0%）、⑤のれんなど小物の設置（70.7%）、⑥看板のデザイン（43.8%）、最も低いのは④街路に面する部分のデザイン（40.0%）であった。⑦共同の中庭は対象物が1件しか無いため100%である。適合率の高い4項目は、形態が容易に想像しやすいため実現しやすく、適合率の低い2項目は、どのようなデザインが良いか想像がしにくく、適合率が低くなっていると考えられる。

さらに、適合項目と他項目への適合率の関係をみると（表4）、④街路に面する部分のデザインが適合している場合には他の項目への適合率が91.5%、⑥看板のデザインでは86.8%と、項目ごとの適合率が低い項目に適合している建築物では、他の項目への適合率も高い。これは、これらの建築物の建築主が街並み景観に対して高い意識を持っているためと考えられる。

3 まとめ

今回の調査から、住民の景観に対する意識の差が把握できた。具体像の想定が難しいデザインへの配慮を行っている建築主は、ガイドラインで示す景観にできる限りあわせようとする姿勢が伺える。今後は、背景の異なる複数の地域で調査を行い、より多くの事例で検証を行っていく。さらに、住民の意識に影響を与えている要因についても考察していきたい。

参考文献

- 1) 高田真, 中井裕倫「景観条例による景観誘導の実態と効果に関する研究—景観形成地区での届出制度に着目して—」日本都市計画学会論文集 No. 37, pp349-354, 2002
- 2) 佐野雄二, 岡崎篤行, 高見沢邦郎, 西村幸夫「景観条例に基づくデザイン誘導制度の運用実態と課題—岐阜県古川町の歴史的景観地区を対象として—」日本建築学会計画系論文集 No.551, pp205-212, 2002
- 3) 「三春町景観カタログ その1. 表通り商店街建物編」福島県三春町, 平成3年3月
- 4) 「三春町住宅マスタープラン策定報告書」福島県三春町, 平成12年3月

①お店は表通りに面して建てましょう	→	壁面の位置をそろえる
②3階部分はセットバックさせましょう	→	3階部分のセットバック
③屋根は平入りにかけましょう	→	平入り屋根
④建物にもお化粧が必要です	→	街路に面する部分のデザイン
⑤お店の顔をきちんとつくりましょう ちよつとした工夫がまちを美しくします お客様のことを考えるやさしさを	→	のれん、すだれ、坪簾、 生け花、置物、ベンチ、 室外機の日隠しなどの設置
⑥看板はそのお店を表しています	→	看板のデザイン
⑦中庭をとりましょう。隣と共同で通り庭	→	共同中庭

表2 三春町景観カタログの内容

項目	適合 件数	全 件数	適合率
①壁面の位置	39	50	78.0%
②3階のセットバック	6	8	75.0%
③平入り屋根	42	50	84.0%
④街路側のデザイン	20	50	40.0%
⑤のれん・植栽・ベンチ	29	41	70.7%
⑥看板のデザイン	14	32	43.8%
⑦共同中庭	1	1	100.0%
全体			65.4%

表3 各項目への適合率

適合している項目	件数	他項目へ の適合率
①壁面の位置	39	73.1%
②3階のセットバック	6	75.0%
③平入り屋根	42	74.0%
④街路側のデザイン	20	91.5%
⑤のれん・植栽・ベンチ	29	70.7%
⑥看板のデザイン	14	86.8%
⑦共同中庭	1	85.7%

表4 適合項目と他項目への適合率